



平成 28 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 部長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

当社旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 10 日付適時開示「取締役責任調査委員会の調査報告書の受領および当社現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起ならびに今後の当社の対応に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の旧取締役に対し損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、本日、一部の被告との間で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 11 月 8 日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせした当社の過去の損失計上先送り問題に関し、平成 24 年 1 月 7 日付で取締役責任調査委員会の調査報告書を受領いたしました。当社は、当該調査報告書を受けて、当時の取締役および旧取締役に対する提訴の要否を検討した結果、当該報告書の内容に従って損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、同月 8 日付で当時の取締役および旧取締役合計 19 名に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、当時取締役であった者も既に全員退任しております。

当社は、これまで上記訴訟において上記旧取締役 19 名の責任を追及してまいりましたが、このたび、裁判所からの和解勧告を受け、一連の粉飾決算に関与した取締役ではない下記 2. に記載した旧取締役 13 名との間で、下記 3. の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方

旧取締役 13 名

遊佐 厚、降籬 廣行、寺田 昌章、長崎 達夫、大久保 雅治、柳澤 一向、森嶋 治人、高山 修一、塚谷 隆志、藤田 力也、千葉 昌信、林 純一、川又 洋伸

3. 和解の内容の概要

相手方は、当社および当社の株主をはじめとする当社の利害関係者に対し、衷心よりお詫びするとともに、当社に対し、本件解決金として合計 71,970,600 円を支払い、当社は、相手方に対するその余の請求を放棄する。

4. 今後の見通し

本件解決金については、平成 28 年 3 月期決算において特別利益として計上する見込みです。なお、本件による平成 28 年 3 月期通期連結業績予想の修正はありません。

また、今回の和解の相手方でない旧取締役 6 名（下山 敏郎、岸本 正壽、菊川 剛、山田 秀雄、森 久志および中塚 誠。但し、旧取締役下山 敏郎は死亡しており、3 名の相続人との間で訴訟が係属しております。）との訴訟に関し、今後の訴訟の進捗に伴い開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上

第2 本文

- 1 別紙記載の各被告のうち、被告大久保、被告柳澤、被告森脇、被告高山及び被告塚谷は、下記①乃至③の事実を、被告寺田及び被告長崎は、下記①及び②の事実を、被告藤田、被告千葉及び被告林は、下記②及び③の事実を、被告遊佐及び被告降旗は、下記①の事実を、被告川又は、下記③の事実をそれぞれ認める。

記

- ① 平成20年2月22日開催の原告取締役会において、第1号議案として本件国内3社の株式を取得価格合計最大616億7900万円で取得することについて、同議案の提案に係る経緯等を含めた調査・検討が尽くされないまま、全員異議なく承認可決する旨の決議をなし、同決議に基づく本件国内3社の株式の取得が関与者に悪用されて損失分離解消スキームが実行されたこと
- ② 平成20年9月26日開催の原告取締役会において、第3号議案としてジャイラス社買収のFA報酬として、株式オプションに代えてジャイラス社優先株を付与すること、及び既に発行されていたワラント購入権を買い取ることについて、同議案の提案に係る経緯等を含めた調査・検討が尽くされないまま、全員異議なく承認可決する旨の決議をなし、同決議に基づき付与されたジャイラス優先株が関与者に悪用されて損失分離解消スキームが実行されたこと
- ③ 平成22年3月19日開催の原告取締役会において、第1号議案としてジャイラス社優先株の株式を取得価格合計620百万ドルで取得することについて、同議案の提案に係る経緯等を含めた調査・検討が尽くされないまま、全員異議なく承認可決する旨の決議をなし、同決議に基づくジャイラス社優先株の取得が関与者に悪用されて損失分離解消スキームが実行されたこと
- 2 別紙記載の各被告は、各々が前項で認めた事実について、原告及び原告の株主をはじめとする原告の利害関係者に対し、衷心よりお詫びする。
- 3 別紙記載の各被告は、原告に対して、それぞれ本件解決金として、別紙記載の各金員の支払義務があることを認める。
- 4 別紙記載の各被告は、原告に対して、それぞれ平成28年4月28日限り、前項の各金員を原告名義の口座()に振り込む方法により支払う。振込手数料は、別紙記載の各被告の負担とする。

- 5 原告及び参加原告は別紙記載の各被告に対するその余の請求を放棄する。
- 6 原告、参加原告及び別紙記載の各被告は、原告と別紙記載の各被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上